

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の継続的かつ健全な成長、企業価値の向上、ステークホルダーに対する責任の遂行、経営に関する監視機能の充実・強化を経営上の重要な基本理念として位置付けております。

これらの基本理念のもとに、経営における透明性の向上、迅速な意思決定、コンプライアンス体制の確保と独立性の保持、ならびに企業経営において生ずる様々なリスクの回避を図るためにコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に努めるとともに、必要に応じて積極的に適時・適切な情報開示を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

英語での情報開示・提供については、海外投資家の比率等を勘案し、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

当社は、具体的な最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、当社の持続的な成長のためには、最高経営責任者等の後継者計画は重要な経営課題であると認識しております。今後、取締役会による後継者計画の監督のあり方も含め、検討してまいります。

【補充原則4-2-1 中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の設定】

当社は、経営陣の報酬について、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を採用しておりません。今後は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系について、その要否を含めて検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、平成27年6月開催の株主総会において独立社外取締役を1名選任しております。当該独立社外取締役は、弁護士として高度な専門的知識を有しており、独立した立場からの助言・監督機能を果たしております。独立社外取締役の複数選任については、当社の規模・業態とのバランス、ガバナンス機能の強化による企業価値向上といった観点から、その有効性を確認しながら、引き続き検討を進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、当社単独での市場形成が難しいなどの業態特性から、中期経営計画の策定、収益力・資本効率等に関する具体的な数値設定はしておりませんが、今後、可能な範囲で中期経営計画の目標を提示し、具体的な施策について株主の理解が得られるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する基本方針

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。

取引先の株式は、中長期的な視点から検証し、取引関係の強化や事業発展に資すると判断する限り保有しますが、一定の評価基準の下に、定期的に定量評価・定性評価を行い、保有意義の乏しい銘柄については、適宜、市場動向を見て売却します。

2. 議決権行使の基準

その議案の内容を精査し、主として中長期的な視点から株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に議決権を行使いたします。株主価値を毀損するような議案については、会社提案・株主提案に拘わらず、肯定的な判断はいたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、会社法及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の承認を要するものとしております。

また、役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引の有無等を、定期的に各役員に確認しております。

このほか、当社と主要株主や子会社・関連会社等の関連当事者との取引については、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、第三者との取引と同様、「職務権限規程」に基づいた承認手続きを実施します。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

(1) 経営理念

当社は、経営理念を当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.sankyokasei-corp.co.jp/company/philosophy.html>)

(2) 経営戦略、経営計画

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで確かな商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の3つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

(a) 収益の向上

当社の強みである「技術指向型」の営業スタイルをより強化し、付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には、長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル(精密化学品)商品への指向を図るなか、化学系素材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。

(b) 海外の市場拡大

営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも注力しております。海外4拠点と国内6拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

(c) 環境保全と高品質体制の確立

すべての事業活動において環境保全を心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高め、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確かな提供に努めております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.sankyokasei-corp.co.jp/company/governance.html>)

3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

4. 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<方針>

業務執行取締役には、以下の基準を満たす者を候補者として選定します。

- ・人格・識見ともに優れ、業務上の豊富な専門知識と経験を有する者
- ・経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通している者
- ・全社的な観点から分析・判断する能力に優れている者

常勤監査役には、人格・識見ともに優れ、高い倫理観を有し、業務上の専門的知識と豊富な経験を兼ね備えた者を候補者として選定します。

社外取締役・社外監査役には、人格・識見ともに優れ、法律・会計・企業経営等の各分野における高度な専門知識と豊富な経験を有し、当社が定める独立性基準を満たす者を候補者として選定します。

<手続>

上記の基準に基づき、取締役が候補者を選定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議しております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ております。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、法令または定款で定める事項のほか、「取締役会規程」で定める経営上の重要事項について、取締役会で決議することとしております。それ以外の事項については、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、「職務権限規程」に基づき、業務執行取締役に決定権限を委任しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外役員の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方]

当社は、定款に基づき、取締役の員数を9名以内としております。

取締役会については、その役割・責務を実効的に果たすため、当社事業の各分野に精通した業務執行取締役及び独立社外取締役で構成することとし、全体としてのバランス、多様性に配慮しております。

なお、現在、業務執行の機動性を考慮して、取締役会は独立社外取締役1名を含む6名の取締役で構成しております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書に開示しております。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

取締役会の構成及び運営について8項目にわたる質問表に、各取締役が回答し、その回答結果をもとに取締役会において協議する方法により取締役会の実効性に関する分析・評価を継続的に実施しております。

全体として、取締役会の実効性は概ね高い水準にあるものの、中長期的な方針や重要な経営課題については、更に時間を掛けて議論を深めることの必要性を認識しております。

より実効性を高めるべく、取締役会付議事項の見直しを含め取締役会運営の充実化を図ってまいります。

[原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針]

当社は、取締役・監査役に対し、その役割と責務を十分に果たせるように、就任時及び就任後も継続的に、会社法関連、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関して必要な知識を習得する機会を提供します。

また、社外取締役・社外監査役に対しては、就任時に当社の事業・財務・組織等を十分に理解できる機会を提供し、就任後においても必要に応じて、同様の機会を提供します。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主・投資家との建設的な対話を促進するための方針は以下の通りです。

- ・株主・投資家との対話全般については、取締役管理部長が統括し、管理部が組織的にこれを補佐します。
- ・株主・投資家に対しては、当社ホームページでの情報提供の充実に努めます。
- ・取締役管理部長は、株主・投資家との対話において把握された意見等を、必要に応じて、取締役会へ報告します。
- ・株主・投資家との対話に際しては、「内部者取引規制管理規程」に従い、インサイダー情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社新光企画	1,426,250	9.14
大同生命保険株式会社	800,000	5.13
株式会社みずほ銀行	630,000	4.04
三京化成従業員持株会	454,480	2.91
小川和夫	395,325	2.53
花王株式会社	351,120	2.25
グンゼ株式会社	346,500	2.22
シーアイ化成株式会社	272,500	1.75
ナカバヤシ株式会社	271,110	1.74
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	250,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社が保有する自己株式2,629,963株は大株主の状況より除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
北嶋紀子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北嶋紀子		フェニックス法律事務所共同代表 ダイロン株式会社社外監査役 兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	(選任理由) 弁護士としての高度な専門知識を有し、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点から、経営に対し適切な助言を行っております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・適確に遂行しており、引き続き独立した立場から取締役会の監督機能の強化が期待できるため。 (独立役員指定理由) 会社内の慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を述べ、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から評価を行っていただくことが期待できるため。 また、同氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である監査室と、監査計画の概要、監査項目について事前確認を行っております。また、内部監査実施後には、監査室から監査結果について報告を受け、意見交換を行い連携を図っております。

監査役と会計監査人は、監査計画の立案にあたり、監査の対象ならびに往査部署等について意見交換を行い、これを決定しております。実地監査にあたっては、必要に応じ会計監査人と同行し、それぞれの立場で対象分野の監査を行うとともに問題点及び疑問点などについて意見交換を行い、情報の共有化を図っております。

また、双方の監査意見の形成にあたっては、これらの相互連携に加えて、個別の実地監査に基づく情報交換をもとに、監査報告書を作成しております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会などの重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、重要な書類を閲覧し、監査室から内部統制の状況について報告を求めるとともに、会計監査人の監査意見の内容を踏まえ、必要に応じて監査役会を通じて連携を図るなどの活動を行っております。

なお、常勤監査役大槻一博及び社外監査役岡健治は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福本繁	その他													
新谷充則	弁護士													
岡健治	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

福本繁			<p>(選任理由) 長年の司法書士としての実務経験を通して、企業経営に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくことが期待できるため。</p> <p>(独立役員指定理由) 会社内の慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を述べ、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から評価を行っていただくことが期待できるため。</p> <p>また、同氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断したため。</p>
新谷充則			<p>(選任理由) 弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、法律専門家としての客観的な立場から、当社の監査を行っていただくことが期待できるため。</p> <p>(独立役員指定理由) 会社内の慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を述べ、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から評価を行っていただくことが期待できるため。</p> <p>また、同氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断したため。</p>
岡健治			<p>(選任理由) 税理士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見に基づき、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただくものと判断したため。</p> <p>(独立役員指定理由) 会社内の慣行にとらわれない社外の公正な立場から意見を述べ、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から評価を行っていただくことが期待できるため。</p> <p>また、同氏と当社の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断したため。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
業績評価等による賞与等の算定を行う仕組みとしております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役、監査役、社外取締役及び社外監査役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<方針>

取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成しております。
 月額報酬は、当社の持続的な成長を図るなかで、役位や職責、同業他社水準等を考慮して決定しております。
 賞与は、短期の業績と連動し、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定しております。
 退任する取締役には、当社所定の基準に従い、退職慰労金を支給しております。
 なお、社外取締役は、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから、賞与の支給はありません。

<手続>

月額報酬及び賞与は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬を管掌取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議しております。
 退職慰労金は、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で支給することを株主総会で決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役が補助使用人を求めた場合は、管理部員を補助使用人に当てております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、経営における独立性と公正性に対する監査機能の有効性を確保するため、4名中3名の社外監査役を選任しております。

監査役は定例または臨時に開催される取締役会をはじめ、その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、各種重要書類の閲覧・調査を行うなど随時必要な監査を行い、客観的な立場から、業務執行に対する監視機能の有効性を確保しております。また、効率的な監査を実施する見地から、定期的に監査役会を開催し、監査において発見された問題について協議するとともに、監査役間で意見交換するなど、情報の共有化を図っております。

(2) 取締役及び取締役会

取締役及び取締役会は、業務執行の機動性を考慮して、平成29年6月28日現在、取締役会は社外取締役1名を含む6名で構成しております。原則として取締役会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する重要事項や法令・定款で定められた事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

(3) 経営会議

経営会議は、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、「経営会議規程」に基づき、経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行っております。

(4) 監査室及び内部監査

当社は、業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門として監査室(専任1名)を設置し、当社グループの業務全般に係る内部統制の有効性について監査を実施しております。

また、監査役・会計監査人と連携し、監査の効率化を図っております。

(5) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役北嶋紀子は、弁護士としての専門的な知識を有しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役福本繁は、司法書士としての専門的な知識を有しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役新谷充則は、弁護士としての専門的な知識を有しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外監査役岡健治は、税理士としての専門的な知識を有しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

社外取締役北嶋紀子ならびに社外監査役福本繁、新谷充則及び岡健治には、会社内の慣行にとられない社外の公正な立場から意見を述べ、コンプライアンス体制の確立にあたって第三者の立場から評価を行うといった役割を期待しており、そうした役割は現行の体制で発揮されていると認識しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準を定めております。詳細は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しておりますので、ご参照ください。(http://www.sankyokasei-corp.co.jp/company/governance.html)

当社の社外取締役及び社外監査役は、同基準に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しており、いずれも東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(6) 会計監査人

当社は、会計監査人としてひびき監査法人を選任し、会計方針ならびに財務諸表等に関する適正性を確保しております。

会計監査業務は同監査法人の公認会計士である道幸静児及び藤田貴大が行っており、その補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者1名であります。

会計監査業務は、適正なチェック機能が働くよう執行されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第91期(平成29年3月期)は、定時株主総会開催日21日前の6月7日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第91期(平成29年3月期)の定時株主総会は、6月28日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、招集通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	管理部に担当窓口を設け担当者を定め、ステークホルダーからの意見及び申し出を受け入れる体制をとっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議しております。この方針につきましては、内容を適宜見直したうえで改定決議を行っており、現在の内容は次のとおりであります。(最終改定:平成28年3月22日)

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社役員は、当社グループの経営理念の遂行のために制定した「役員行動規範」に基づき行動し、法令等の遵守及び企業の社会的責任を果たすものとする。
 - ・当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回以上開催し、当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督するものとする。
 - ・当社は、取締役会の経営監視機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
 - ・常勤監査役は、「監査役会規則」に基づき、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監督するものとする。
 - ・当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書管理規程」等によって保存・管理を行うものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。特に海外事業所・海外派遣者に対しては、「海外非常事態対策規程」「海外緊急事態対応マニュアル」「海外駐在員対策マニュアル」により、非常時にとるべき行動指針の周知を図るものとする。
 - ・当社は、「情報管理規程」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、「経営会議規程」に基づき、経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
 - ・当社は、「職務権限規程」「稟議規程」「関係会社管理規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続の明確化、経営管理の効率向上に努めるものとする。
 - ・監査役は、取締役が善管注意義務に基づき行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証を行うものとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「三京化成行動規範」「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ役職員のとるべき行動の基本について周知を図るとともに、必要な教育・研修を実施するものとする。
 - ・当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、当社グループの役職員がいつでも縦覧できるようにするものとする。
 - ・当社は、「内部公益通報保護規程」を制定し、コンプライアンスに関する情報について、相談・通報の窓口(監査室)を設け、当社グループの役職員が直接通報できる体制を構築し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。また、通報内容を守秘するとともに、通報者が不利益を受けないよう努めるものとする。
 - ・当社は、「内部取引規制管理規程」に基づき、当社グループの役職員による内部者取引を規制し未然防止を図るとともに、内部情報の管理に努めるものとする。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
 - ・監査室は、当社グループの業務全般に係る内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。
 - ・当社グループ各社は、当社に対し営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告するものとする。
 - ・当社はグループ各社が作成する経営計画(予算等)について、グループ経営基本戦略の視点から関与・指導するとともに、人事労務・財務管理・資金・情報システム等の当社が保有する機能・資産を効率的に活用できるよう支援するものとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・監査役は、監査業務を補助するため、必要に応じて管理部門を補助使用人に当てることができるものとし、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (8) 前号(7)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に係る業務においては、取締役、監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を監査役に報告するものとする。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ・監査室長は、監査室による監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・監査役は、「監査役会規則」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、必要に応じて取締役、会計監査人及び監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
- ・監査役のうち過半数は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。
- また、その仕組みが適正に機能しない場合は、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関連法令などに対する適合性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

(会社の支配に関する基本方針)

1. 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為のなかには、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為のなかには、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるといふ、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

従って、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年7月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通じて、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなステップへ導き、更なる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

(2) 当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の3つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

a. 収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル(精密化学品)商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建築材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、平成27年12月に各種木工製品の製造販売を主たる事業とするキョウワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に取り組んでおります。

b. 海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足を東南アジアを中心とした海外に移し、海外のお客様に対する販売だけではなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は平成7年に東洋紡績株式会社(現 東洋紡株式会社)との合併で香港に三東洋行有限公司を、平成14年には独資でSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.を、また平成19年には独資にて中国上海市に産京貿易(上海)有限公司を設立、更に平成22年には、タイ王国バンコク市にSANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.を独資で設立し、それぞれ営業基盤の拡大を図ってまいりました。これらの海外4拠点と国内6拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

c. 環境保全と高品質体制の確立

環境保全が企業の社会的責任として益々重要になることを意識し、すべての事業活動において環境保全に心がけるとともに、環境配慮型商品の拡販に努めております。同時に、品質マネジメントシステムの実効性を高めるべく、仕事の標準化、プロセスの可視化を促進し、高品質体制の維持・改善・革新に取り組むとともに、顧客の要求に適合する製品・サービスの確実な提供に努めております。

(3) 株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

3. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為を未然に防止するため、平成29年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の継続について」を決議し、そのうえで平成29年6月28日開催の第91期定時株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス<http://www.sankyokasei-corp.co.jp/>)

4. 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが、当社の支配の基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考え

ております。

また、上記3.の「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」においては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会は独立委員会の開催を要請し、買収提案内容及び対抗措置について、同委員会による評価・勧告に原則として従うものとしていること、また対抗措置はあらかじめ定められた合理的な客観的要件に該当する場合にのみ発動されるものであることから、当社取締役会の恣意的判断を排除し、大規模買付ルールの遵守や対抗措置発動の是非に関する判断の公正性・透明性の確保を図っており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

